

序章 計画の概要

1 改定の背景

平成 28 年 6 月に「東京都臨海部地域公共交通網形成計画」（以下「既往網形成計画」という。）が策定された後、本計画の計画区域では、まちづくりの状況が変化するとともに、東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会（以下「東京 2020 大会」という。）の開催等をきっかけとした関連上位計画の改定があった。そのような状況を鑑み、計画の目的に掲げた「都市づくりと整合した公共交通網の構築」に向けて、現況・課題を再整理し、それに合った基本方針、計画目標及び公共交通施策を再度取りまとめることとしたものである。

なお、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律の改正（「持続可能な運送サービスの提供の確保に資する取組を推進するための地域公共交通の活性化及び再生に関する法律等の一部を改正する法律」令和 2 年 6 月 3 日公布、同年 11 月 27 日施行）に伴い、計画名称を「東京都臨海部地域公共交通計画」と改めた。

2 計画の目的

勝どき地区、晴海地区、豊洲地区、臨海副都心等の東京都臨海部では、都市開発による都市機能の集積が進んでいる。

また、東京 2020 大会の開催に伴い、東京都臨海部では、競技施設立地や、選手村整備が進んだ。東京 2020 大会後には選手村跡地の開発による新たな都市機能集積が計画されている。

東京都臨海部地域公共計画は、これらの都市づくりと整合した公共交通網を構築するための公共交通マスタープランとして策定するものである。

3 地域公共交通計画の計画区域

本計画は、勝どき地区、晴海地区、豊洲地区、臨海副都心等の東京都臨海部における公共交通網の構築を目的とする。東京都臨海部の交通圏は、都心部とのつながり、更には都心部を通過点として周辺地域へと広がっている。そのため、隣接する都心部を含むとともに、周辺へとつながる広域公共交通（JR、東京メトロ、都営地下鉄、東京臨海高速鉄道等）との接続地点を含むエリアを、東京都臨海部地域公共交通計画の計画区域（以下単に「計画区域」という。）とする（次ページ図参照）。

4 計画期間

平成 28 年度（2016 年度）から令和 7 年度（2025 年度）までの 10 年間とする。

なお、事業の実施、計画の達成状況の評価等を踏まえ、必要に応じて、計画を見直す。

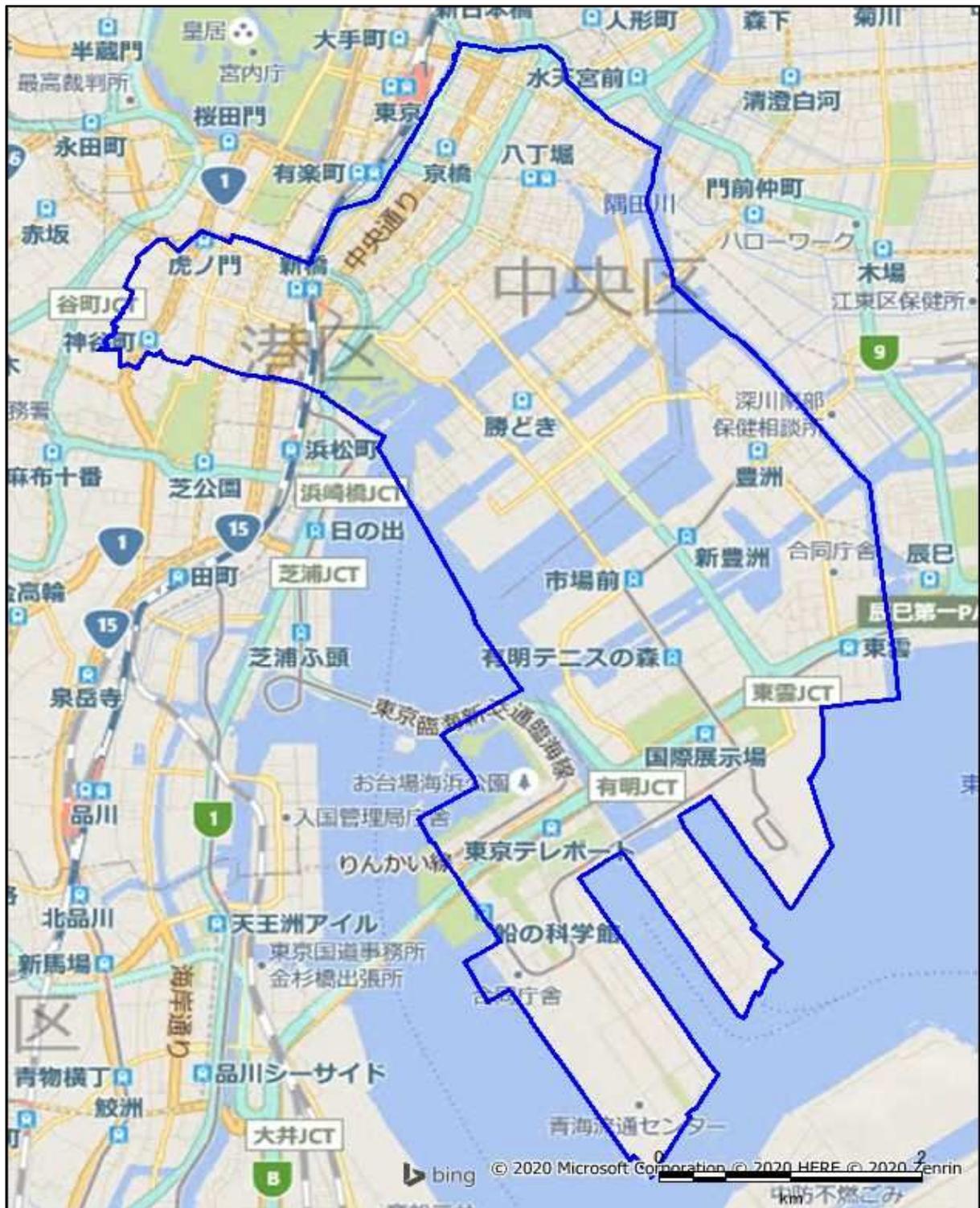


図 計画区域